

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえないか心配だ
マンション管理費を支払ってもらえない
隣の地主と境界について争いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請求？
畑の名義がひいお爺さんのままだ
離婚した夫の厚生年金を半分もらえると聞いたことがあるが
元夫に財産分与の請求をしたい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りたい

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください
司法書士を紹介しています

保佐人の職務

保佐人は成年後見人と同様、本人の心身の状態や生活の状況に配慮しながら、財産管理、身上監護を行い、家庭裁判所へ報告することがその職務となります。

ただ、被保佐人は被後見人に比べ判断能力の低下の程度が小さいこと、そのために被保佐人自らが法律行為を行う場面が比較的多いことから、保佐人としては後見の場合以上に被保佐人との意思疎通を十分に行い、被保佐人の意思を尊重しながら、被保佐人のために保佐事務を行う配慮が求められます。

被保佐人は、民法が定める重要な財産行為以外は自らが自由に行うことができます。そして、保佐人は民法が定める重要な財産行為について「同意する」という形で被保佐人を支えることとなります（同意なき場合は取消しが可能です）。

民法が定める重要な財産行為とは、被保佐人が借金をしたり、保証人になることのほか、相続を放棄したり、不動産を処分する等、被保佐人が単独で適切に行うには不安があると考えられる行為です。

このほかにも、日常生

活に関する行為を除き、保佐人の同意を要するとすることもできます。

一方で、被保佐人の保護の観点から、同意権だけでは不十分な場合には、必要に応じて特定の事項について保佐人が代理権を持つこともできます。

例えば、預貯金について代理権を持つことにより預金管理を行ったり、介護関係の契約について代理権を持った保佐人が適切な契約を結ぶことができるなど、被保佐人の実情に応じて、保佐人の権限の範囲を調整することができます。

遺留分の侵害を知ったときの対応

Q 兄から「全部長男に相続させる」という亡父の遺言書を見せられました。私は、何も財産をもらえないのでしょうか。

A あなたには遺留分という権利があるので、「何も財産をもらえない」ということはありません。

お父さんは、遺言をすることによって、自らの財産を誰に相続させるかを自由に決めることができます。

しかし、遺産には遺族の生活の保障という意味もあります。そこで、民法は、相続人（被相続人の兄弟姉妹を除く）に一

定の権利を取り戻すことを認めています。これが「遺留分」の制度です。

あなたには法定相続分の2分の1の遺留分が認められます。そのため、お母さんがご健在でご兄弟が2人の場合、あなたの遺留分は8分の1になります。

遺留分を侵害されたあなたが財産を返還してもらうためには、まずお兄さんに「私の遺留分が侵害されているので、侵害された遺留分相当の財産を返還して下さい」という意思を、内容証明郵便のような確実な方法で伝える必要があります。これを「遺留分減殺請求」

といます。

なお、遺留分減殺請求は、遺留分侵害を知った時から1年以内にする必要があります。

遺留分減殺請求により当然に遺留分割合の財産が返還されることとなりますが、話し合いにより特定の財産を返還することで解決したり、金銭で遺留分に相当する額を支払ってもらうことも可能です。お兄さんとそれらについて話し合いましょう。

もし、ご自分たちで話し合いがつかない場合は、家庭裁判所に調停を申し立て、調整を行うことが必要になります。

事件簿より ～私の保佐人日記～

佐藤さん（仮名）は、目を真っ赤にしてうつむいてしまった。膝の上に置いた握り拳に涙がはじけた。

コンビニで働くことは佐藤さんの夢だった。近々オープンする店でローテーションを組んで働く10人のひとりとして、1週間の研修も終え、友達もできたという。

ただ、佐藤さんは、自分が知的障がい者であり、保佐人が付されていることを店のオーナーに告知していなかった。保佐人である私は、佐藤さんが金銭にルーズな面があり、お金を持つとすぐに使ってしまうことを知っていたため、レジを使うコンビニの仕事に就くことになったと聞いて様々な不安が頭をよぎった。そ

佐藤さんはようやく顔を上げ、涙を拭いながら大きく頷いた。少し笑顔が戻った。

「でもね、がんばるってどういうことかわかる？」

佐藤さんは、今度はキョトンとした顔をして私の顔をのぞき込んだ。

「いいかい、佐藤さんは他の人がいやがることを自分からやることにしようよ。仕事の1時間前にはお店に行って、外のゴミ箱の掃除とか、入口のガラスを拭くとか、他の人がやりたくないような仕事をどんどん自分からやるんだ。わかった？」

「うん、わかった」

「じゃあ、どういうふうにがんばるか、自分で言ってごらん？」

「えーと、時間よりも早く行ってゴ

の心配のほか、レジのお金が合わない、在庫の数が合わないといった事態になったとき、真っ先に佐藤さんの責任にされ、それに対して何も反論できない姿を想像してしまった。

「佐藤さん、お金を使う仕事だし、何も話していないのはよくないね。何か事故が起きてからそれがわかって、大きな問題になるとみんな困るよね。僕がオーナーに挨拶に行ったら僕からも佐藤さんのことを宜しくお願ひしたいと頼みたいんだけど、いいかな？」

私の言葉に佐藤さんの目はみるみる赤くなって、悔し涙を浮かべて下を向いてしまったのである。佐藤さんが知的障がい者であることを知ら

ミ箱の掃除をする、ガラスを拭く、トイレ掃除をする・・・」

「そう、トイレ掃除、いいねえ」

もう、佐藤さんの目は明らかに輝きだしていた。

「もうひとつ、いいことを教えてあげようか。トイレ掃除をするにしても、時計を見ながら、昨日よりも1分でも早くやるといいよ。そうすると、一生懸命やっている姿が目立つから、きっとオーナーさんが見てくれるよ」

「うん、わかった」

「それを毎日続けるんだ。そうすると、きっと、『佐藤君、これもやっというて』『佐藤君、あれもやっというて』と仕事を頼まれるようになる。そして、佐藤さんはお店には絶



れることは佐藤さんのプライドが許さないのだ。今、保佐人である私から、最大のコンプレックスを突きつけられているのだ。

沈黙が続いた。同席した社会福祉士も「先生は佐藤さんのことを心配してるんだよ。他の仕事もあるから本当にコンビニを続けるか、考えてみてはどうか」と話し、いよいよ佐藤さんは追い込まれていった。

私はもう限界だと思い、佐藤さんにひとつの提案をすることにした。「じゃあ、1週間か10日ぐらいがんばってみようか。そこでがんばれたらオーナーに挨拶したいんだけど、いいかな？」

対に必要な人になるから」

佐藤さんは知的障がい者の認定を受けているが、それは、太っている人がいたり、背が高い人がいたりするのと同じように「個性」だと思う。だから、それぞれの社会的役割がきっとあるんだと思う。

保佐人の仕事は一定の法律行為に対する同意権、取消権、代理権の行使が主である。雇用を維持してもらえよう雇用主に挨拶に行くことなどは保佐人の本来の職務ではないが、障害者年金だけでは生活できないため、雇用を守ることも重要だ。

携帯電話のメールを巧みに操ることができる佐藤さんに、今日も事務所からメールを送る。「人のいやがる仕事をやるんだよ」と。

犯罪被害者を支援します！

毎年11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。

これに合わせて県司法書士会では、2年前から「暴行・傷害被害者相談会」を開催してきましたが、今年は、昨年7月にストーカー規制法・DV防止法が改正されたことを受け、下記のとおり「ストーカー・DV被害者相談会」を開催することといたしましたので、ご案内ください。

「ストーカー・DV被害者相談会」

11月25日～29日 AM10時～PM2時

電話による無料相談 電話番号・054-289-3704

犯罪被害者支援事業に精通した司法書士が、各日2名ずつご相談に対応いたします。

PM2時～5時には、通常の電話相談も開催しています。

司法書士総合相談センターしずおか
電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

ご相談は無料です！！

お近くの面接相談は

中部相談会場

静岡県司法書士会館

西部相談会場

浜松市福祉交流センター

東部相談会場

三島商工会議所

天竜相談会場

浜松市天竜区役所

下田相談会場

下田市中央公民館

細江相談会場

浜松市北区役所

相談時間のお問合せ・ご予約は

054-289-3700